

人事院ネットワークシステムの
更改整備及び運用・保守業務一式
調達仕様書

別紙 4 提案書審査要領

人事院事務総局総務課情報管理室

目次

1. 落札方式及び得点配分	1
1.1 落札方式	1
1.2 総合評価点の計算	1
1.3 得点配分	1
2. 評価の手続	1
2.1 一次評価	1
2.2 二次評価	1
2.2.1 二次評価の手続き	1
2.2.2 加点項目の評価方法	2
2.3 総合評価点の算出	3

1. 落札方式及び得点配分

1.1 落札方式

以下の基準をともに満たしている者のうち、「1.2 総合評価点の計算」によって得られた数値の最も高い者を落札者とする。

- (1) 入札価格が予定価格の範囲内であること。
- (2) 評価基準表に記載される提案要求項目のうち、基礎点とされる項目を全て満たしていること。

1.2 総合評価点の計算

$$\text{総合評価点数} = \text{技術点} + \text{価格点}$$

技術点＝評価基準表（加点用）に記載された点数

価格点＝価格点の配分（※）×（1－入札価格÷予定価格）

※なお、技術点の配分と価格点の配分は1：1とする。

1.3 得点配分

技術点は、6,000点とし、価格点は、6,000点とする。

技術点は、基礎点740点、加点5,260点の合計とする。

2. 評価の手続

2.1 一次評価

以下の基準により一次評価を行う。

- (1) 遵守証明書が提出されている。
- (2) 評価基準表（基礎点用）の提案書記載要否欄が「必要」となっている項目について、提案書に提案内容が記載されている。
- (3) 上記、（1）及び（2）をすべて満たした場合は、合格とし、満たしていない場合は、不合格とする。

2.2 二次評価

2.2.1 二次評価の手続き

- (1) 「2.1 一次評価」に合格した応札者について、提案書に対する技術点の二次評価を行う。
- (2) 一次評価で合格した応札者について、基礎点満点を付与する。
- (3) 二次評価では、加点項目について評価基準表の評価区分欄に応じて絶対

評価及び相対評価を行う。

(4) 技術点は、評価委員全員の得点を合計し算出する。

2.2.2 加点項目の評価方法の概要

加点項目の評価方法は「表 1 重要度に基づいた配点」に示す評価項目ごとの配点に対し、採点基準に基づき 4 段階で評価し、「表 2 相対評価における採点基準及び得点率」に示す得点率を該当する評価項目の配点に乗算し、算出する。なお、絶対評価における採点基準は、評価基準表（加点用）の該当項目内に記載する。

表 1 重要度に基づいた配点

重要度	採点基準	配点
大	評価において最も重視する項目	150 点
中	評価において重視する項目	100 点
小	上記以外の項目	50 点

表 2 相対評価における採点基準及び得点率

評価	採点基準	得点率
A	最も優れた提案である	100%
B	優れた提案である	50%
C	やや優れた提案である	25%
D	上記以外の提案である	0%

2.2.3 加点項目の評価方法の詳細

応札者数毎の評価方法を「表 3 応札者毎の評価方法」に示す。

表 3 応札者毎の評価方法

		一者の場合	二者の場合	三者の場合	四者の場合	N者の場合
評価概要		提案内容に関わらず、全てB評価として、評価点を決定する。	二者の提案内容を加点項目ごとに1位、2位を決定し、それぞれ以下のように評価し、採点する。	三者の提案内容を加点項目ごとに1位、2位、3位を決定し、それぞれ以下のように評価し、採点する。	四者の提案内容を加点項目ごとに1位、2位、3位、4位を決定し、それぞれ以下のように評価し、採点する。	N者の提案内容を加点項目ごとに1位、2位、3位、4位からN位を決定し、それぞれ以下のように評価し、採点する。
評価	1位	順位付けせず、すべての加点項目をB評価として採点する。	A評価	A評価	A評価	A評価
	2位		B評価	B評価	B評価	B評価
	3位		-	C評価	C評価	C評価
	4位以降		-	-	D評価	すべてD評価

2.3 総合評価点の算出

以下を合計し、総合評価点を算出する。なお、総合評価点が最も高い者が二者以上となった場合、当該者のくじ引きによって落札者を決定する。

- (1) 「2.2 二次評価」により与えられる技術点
- (2) 入札価格から、「1.2 総合評価点の計算」に記した式より算出した価格点